

# 国民年金

## 特例納付制度の活用を

「あるとき、国民年金保険料を忘れないで納めておけばよかった。そうしたら、みんなと同じように年金を受けられたのに……」

今、あなたはこう思っていますか。  
このような方々の特例納付の事例を紹介しましょう。

問 私は昭和三十六年四月に国民年金に加入、現在四十五歳で、妻と農業を営んでいます。  
昭和四十九年三月まで保険料を納めましたが、その後未納になっています。今回の特例納付で未納分を納めることができるか？

答 あなたは強制加入者ですので、特例納付ができ、保険料は、一九九、三七〇円です。  
(但し、昭和五十三年十二月に納

めたと仮定して)

●特例納付分(納期限から二年経過)  
四十九年四月～五十一年九月 二二〇、〇〇〇円

●当時の保険料で納付できる分(納期限から二年以内)  
五十一年十月～五十三年十二月 五九、三七〇円

問 私は現在六十一歳で、サラリーマン(厚生年金加入)の妻です。特例納付制度ができたとききましたが、今、国民年金に加入して将来老令年金を受けることができるでしょうか。

答 国民年金加入対象者には、本人の意志にかかわらず、加入する強制加入者(農林漁業の従事者や自営業)と、本人の希望によって

加入する任意加入者(サラリーマンの妻や他の年金制度から年金を受ける人、恩給も含む)とがあります。今回の特例納付の該当者は、強制加入者で、あなたの場合は、サラリーマンの妻で任意加入者です。今回の特例納付には該当しません。但し、現在任意加入者であっても以前強制加入期間のある人で未納期間があれば納付する事ができます。

問 私は大正二年七月一日生れの六十五歳の男子です。  
妻と二人で雑貨商を営んでおり会社に勤めたことも恩給なども受けておりません。  
今まで年金に加入していなかったため、老後の年金はだめなものとおきらめていましたが、最近、

私のような者でも年金を受けられるようになる制度ができたこと聞きました。本気でしようか。  
又、いくら納付したら年金が受けられるようになりますか。  
答 特例納付という制度ができ、強制加入しなければならなかった未加入あるいは未納期間の保険料を五十五年六月末日までに納付できることになりました。  
そこであなたの場合も今から加入手続きをし、必要な年数分の保険料を納付すれば、翌月から年金が受けられます。  
あなたには、年金が受けられる最後のチャンスですので、ぜひ納付されるようおすすめます。  
納付しなければならぬ金額は表1のとおりです。

### 「行政相談週間」始まる 十月十五日～二十一日まで

皆さんの日常生活には、いろいろな役所の窓口と接触する機会が多くあります。  
この時、処理が遅い、処理結果が納得できない、どうしてよいかわからない、こうして欲しい等の不満や疑問を持ち、これらが生活上の心配ごとになっている方はありませんか。  
こんな時、公平な立場で皆さんと役所の間に立って、心配ごとを

くわしくは、年金係までお問い合わせください。(旬)二〇三～二二

### 相談所が 開設されます

最近年金の受給に関する問い合わせが多くなっています。そこで年金係では、次のとおり年金相談所を開設いたします。お気軽にご利用ください。  
日時 十月二十四日 九時三十分より十五時  
場所 役場第二会議室  
担当者 佐原社会保険事務所 年金専門官

### 農村協同館の ご利用を

農村協同館が町営球場の隣にあることは、皆さんご存じのことと申します。  
この協同館は、昭和四十七年に建設され、各種の会議やレクリエーション等の集いの場として利用されております。

目的に応じて和室(大・小)、大・小会議室、調理室があり、駐車場も広く、結婚式や同窓会にも利用できます。  
皆さんの憩いの場として農村協同館をご利用ください。

使用の申込みは、産業課へご連絡ください。(旬)二〇六～二二

表1 53年7月現在

特例老令年金	老令年金(期間短縮)	老令年金(満額)	必要な期間	納付する金額	受けられる年金額
六年一カ月	一〇年〇カ月	一二年二カ月	二九二、〇〇〇円	一一〇、七〇〇円	
四八〇、〇〇〇	二五五、九〇〇	五八四、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇円	
			五九、三七〇円	三一一、四〇〇	

納付する金額により、受ける年金額が変わりますので、表のいずれか一つを選択することになります。納付金額は、分割納付もできます。